

平成20年5月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果
について

警察庁において、平成20年4月4日から同年5月3日までの間、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等に対する意見の募集を行ったところ、22件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が平成20年5月20日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第33号）

道路標識、区画線及び道路表示に関する命令の一部を改正する命令

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第7号）

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第8号）

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第9号）

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第11号）

2 命令等の案を公示した日

平成20年4月4日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とします。

4 参考

頂いた御意見の総数 22件

（内訳）

電子メール 17件

F A X 5件

郵 送 0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令関係 聴覚障害者が取得する運転免許に関する規定の整備

この項目に関しては、

聴覚障害者標識のデザインや色を変更すべきである。

ワイドミラーの使用は任意とすべきである。

専ら人を運搬する構造の普通自動車だけでなく、トラック等の普通自動車についても運転を認めるべきである。

補聴器やワイドミラーの使用に代えて、補助機器の使用も認めるべきである。

人工内耳の取扱いを明確にするため、例えば「聴力が補聴器、人工内耳等を用いてもこれに達しない場合には」と規定すべきである。

といった御意見がありました。

また、今回の改正の内容に対する御意見ではありませんが、

聴覚障害者標識の表示については、聴覚障害者と分かった時に心ない人からいたずら、盗難等がされるおそれもあるので、任意とすべきである。

補聴器を使用して運転する場合に、聴覚障害者標識を表示し、ワイドミラーを使用するよう義務付けることには反対である。

補聴器条件の運転者が補聴器を使用せずに運転する場合の手续や、補聴器条件の運転者が希望する場合には聴覚障害者標識を付けることができるか否かについて、周知が必要である。

聴覚障害者が免許取得のあらゆる場面で必要な情報を得られるように制度面を含めた環境の整備が必要である。

普通自動車のみではなく、原動機付自転車等の車種についても、運転することができることとすべきである。

聴覚障害者の免許取得に関する制度を期限を設けて見直すべきである。

といった御意見がありました。

聴覚障害者標識は、標識のデザインに関する基本的な考え方についての意見公募手続を行った上で、デザインの専門家、聴覚障害者団体の関係者などの有識者からなる懇談会において、その基本的な考え方を決定し、これを踏まえて作成された複数の案の中から選定したものです。そのデザインや色は、聴覚障害者を始めとするすべての運転者が親しみを感じられるものであることなどとする基本的な考え方に基づき作成・選定されています。

次に、今回の改正により、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえることという基準を満たさな

い方の免許にワイドミラーを使用することという条件を付すこととしたのは、これまでの調査研究の結果、聴覚に障害があっても、ワイドミラーを活用した慎重な運転をすることにより、普通自動車を安全に運転することができると認められたためです。調査研究では、ワイドミラー以外の補助ミラーやサイレンの音を光に変換する装置についても、実際に車両を運転して実験を行いました。その結果、ワイドミラーは進路変更時に早期に後続車両を確認することができ、これを用いて安全を確保する必要性が高い一方、他の装置等は安全確保に必須であるとまで位置付けることは妥当でないという結果でした。このため、ワイドミラーの使用を条件とすることとしています。また、こうしたワイドミラーの使用によって確保しようとする視界は、車両後方及び運転者席の反対側の斜め後方の交通状況であり、ワイドミラーの使用によって、構造上、これが確保されることが必要と考えています。そのため、今回、新たに聴覚障害者が取得する普通自動車免許には、交通安全の確保を図るため、専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定する旨の条件を付すこととしておりますが、今後、運転することができる自動車等の拡大について検討する中で、聴覚障害者の社会参加の拡大という要請と交通安全の確保という要請との調和を図りつつ、条件の在り方を更に追求してまいりたいと考えております。

また、人工内耳の取扱いについては、現行の運転免許制度において、「補聴器」とは聴力を補う器具を意味し、人工内耳等を含むものとして既に取り扱っていることから、今回の改正において、改めてこれを変更しませんが、運転免許の窓口等において誤解の生じることのないよう徹底することとします。

次に、聴覚障害者標識の表示を任意とすべきであるとの意見がありましたが、聴覚障害者標識の表示の義務付けは、改正法において規定されているところであり、その趣旨は、危険の発見が遅れるおそれがある聴覚障害者を幅寄せ等から保護することだけでなく、一般の運転者に警音器の音が聞こえないことを知らせて、交通事故を防止する意味もあり、必要なものと考えます。警察では、こうした聴覚障害者標識の趣旨について、広く周知を図ることとしています。なお、現行の身体障害者標識等を表示していることにより、運転者がいたずら等を受けたとの実態は把握しておりませんが、改正法の施行後は、関係団体の声を聞くなどしつつ、実態把握に努めることとします。

また、聴覚障害者標識の表示について、一部に、補聴器条件の免許保有者にも義務付けられるとの誤解がありましたが、聴覚障害者標識を表示しなければならないのは、補聴器を使用せずに運転する場合であり、補聴器条件の方が補聴器を使用して運転する場合には、聴覚障害者標識を表示する必要はありませんし、その場合には、これを表示することは望ましくありません。補聴器条件の方が補聴器を使用せずに運転する場合には、別途、警察に申し出て、ワイドミラーの適切な活用についての確認と安全教育を受ける必要がありますので、具体的な手続は警察の運転適性相談窓口等にお問い合わせください。

聴覚障害者が免許取得の様々な場面で情報を得られるようにするため、都道府県警察において、運転適性相談業務の充実、筆談用ボードの整備等、予算措置を含めた各

種取組みを行っています。また、教習を行う指定自動車教習所等に対しても、聴覚障害者の受入れに向けきめ細かな配慮を行うよう指導を行っているところです。今後とも、関係団体と意見交換を行うなどし、聴覚障害者が免許を取得する際に支障を生じないように努めてまいります。

今後の制度の見直しについては、法改正時の附帯決議の趣旨も踏まえ、改正後の施行状況を見ながら、関係団体との意見交換を実施するなどし、必要な調査・検討を行ってまいります。

駆動補助機付自転車の補助率の最大値を引き上げることについて

この項目に対しては、

補助率を上げることは危険であり、また、補助率が1以上であれば、補助の範囲を逸脱していることから、道路交通法を改正すべきである。

暴走しても安全が保たれるようにモーターの最大出力の制限などが必要である。

また、比率が上がった場合の操作性について安全面からの懸念がある。

といった御意見がありました。

今回の改正は、駆動補助機付自転車の駆動補助率を引き上げることによって、より安定的な走行を可能にするとともに、登坂走行を容易にし、交通事故の防止を図ろうとするものです。これについては、過去の調査研究の結果等から、10 km/hまでの補助率を2に引き上げた場合、各種走行中に急加速、走行速度の大幅な上昇、走行経路からの大幅な逸脱等は見られず、一般の自転車と同様の走行特性であったほか、発進時や坂道走行時の安定性が増すことが確認されており、補助率を上げることに安全面での懸念があるなどの指摘は当たらないと考えます。

また、「人の力を補う力の比率」を考えるに当たっては、原動機の力のみで自走しないということとともに、原動機が働いている状態で、人の力のみで走行する自転車の性能を超えないこと（原動機の補助を受けた状態の力が、人の出せる力を超えないこと）が必要となると考えますが、これは、原動機による補助率だけでなく、補助の働く速度等、補助の在り方全体で判断されるものであり、今回の改正は「人の力を補う力」の範囲を超えるものではないと考えています。

なお、原動機に異常が生じた場合に関しては、一般に、自動的に原動機への通電を遮断する安全機構が組み込まれることにより、安全が図られていると承知しています。

2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令関係

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案に対する御意見はありませんでした。

3 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則関係

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一

部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。

- 4 **届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則関係**
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。
- 5 **指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則関係**
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。
- 6 **国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則関係**
国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。